

明治大学の教育

Education of Meiji University

新たに導入される「法曹コース3+2」の概要および明治大学法学部における取り組みとその展望

「法曹コース3+2」導入の背景

周知のとおり、司法改革および大学改革のもとで2004年に設立された法科大学院制度は、2008年までは4万人前後の法科大学院志願者が存在し、法科大学院制度が司法制度改革のひとつの起爆剤になるかのようにも見えた。しかし、その後リーマンショックなどの経済的要因やそれに連動した法曹の不人気も大きな要因のひとつとは考えられるが、法曹養成制度上の問題（特に司法試験予備試験制度の創設）も起因して、現在、法科大学院志願者数は1万人を大きく割り込んでおり（※1）、この傾向とも相まって

法学部入学者数も減少傾向にある（※2）。このような状況の打開策として、文部科学省の主導のもと新たに創設された制度がいわゆる「法曹コース3+2」である。

「法曹コース3+2」とは何か — 明治大学法学部における取り組み —

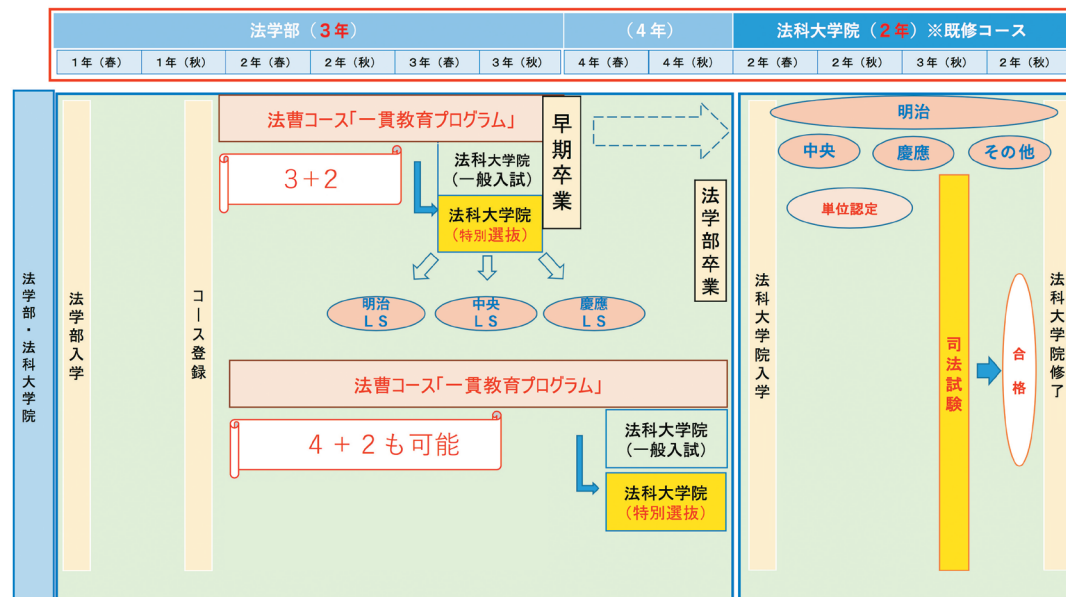
「法曹コース3+2」とは、法学部に創設される「法曹コース」における学部3年間（大学を3年で早期卒業）と、法科大学院における2年間の合計5年間の一貫性・体系的な課程を修了することによって、司法試験受験資格を得られるという制度を指す。この新たな制度は、司法試験受験生の経済的および時間的負

担を軽減することを目的としている。明治大学では、この「法曹コース3+2」を、法曹コース「一貫教育プログラム」と称して実施する。

明治大学法学部における法曹コース「一貫教育プログラム」の概要は、図1「法曹を目指すためのステップ」に示すとおりである。明治大学法学部は、明治大学法科大学院（2020年度以降入学者が対象）、中央大学法科大学院（2019年度以降入学者が対象）、慶應義塾大学法科大学院（2019年度以降入学者が対象）との間で連携協定を締結しているため、明治大学法学部の学生は、法曹コース「一貫教育プログラム」により、右記3大学への進学が可能となる。図1の時系列に従って、理想形である法学部3年早期卒業の場合を前提として説明する（なお、学部4年卒業の場合でも同プログラムにおいて一定の要件を満たせば各法科大学院が実施する選抜試験を受験することができる）。1年次秋学期に、2年次より開始するコース制（法曹コース、公共法務コース、ビジネスローコース、国際関係法コース、法と情報コース）の中から「一貫教育プログラム」が設置された法曹コースを選択する。法曹コースを選択した学生は、「一貫教育プログラム修了要件」を満たした場合、

各法科大学院が実施する「法科大学院特別選抜」試験を受験することができる。「一貫教育プログラム修了要件」は、卒業に必要な単位数を満たし、早期卒業の要件（GPA基準値を超えていることなど）を満たしていること、これに加え、民法（親族法および相続法）、行政法、民事訴訟法および刑事訴訟法、司法演習を全て修得していることである。「一貫教育プログラム修了要件」を満たした者は、右記のとおり各法科大学院が実施する「法科大学院特別選抜」試験を受験することになるが、この選抜試験には5年一貫型選抜試験（法律科目の論文式試験を実施せず、法曹コースの成績などを重視して選抜する方式）と開放型選抜

図1 法曹を目指すためのステップ（法曹コース3+2）



※1 法科大学院特別委員会(第75回)配布資料4「第4回法曹養成制度改革連絡協議会配布資料(抜粋)」
 ※2 法科大学院特別委員会(第78回)参考資料1「法学部・法科大学院関係データ集」

PROFILE



柳川 鋭士 Eiji Yanagawa

法学部准教授 法学部教務主任・法制研究所事務局長

専門分野：民事手続法

1973年 東京都生まれ
 1997年 明治大学法学部卒業
 2001年 司法修習修了(54期)
 2008年 東京理科大学工学部第二部電気工学科卒業

2012年 ジョージタウン大学ローセンター卒業(LL.M.)
 渥美総合法律事務所・外国法共同事業(現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)パートナー等を経て、現職(明治大学法学部准教授・弁護士)。

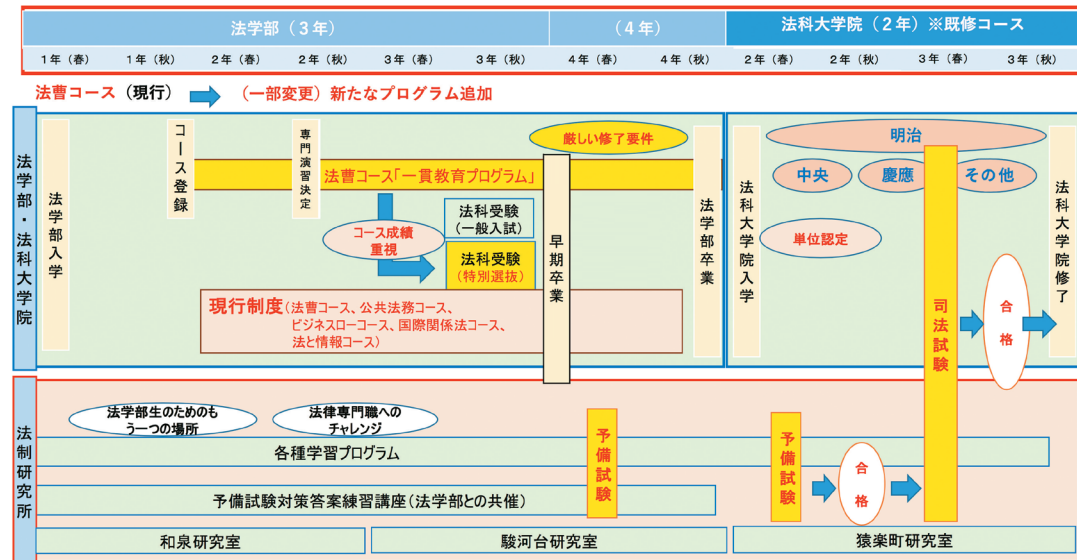
主な著書・論文

『自動運転と社会変革 法と保険』(編著者・商事法務出版・2019年)
 『民事訴訟手続における電子証拠の原本性と真正性—米国におけるデジタル・フォレンジックの活用場面を参考にして』情報ネットワーク・ローレビュー17巻(商事法務出版、2019年)など

所属学会

日本民事訴訟法学会、仲裁ADR法学会、情報ネットワーク法学会

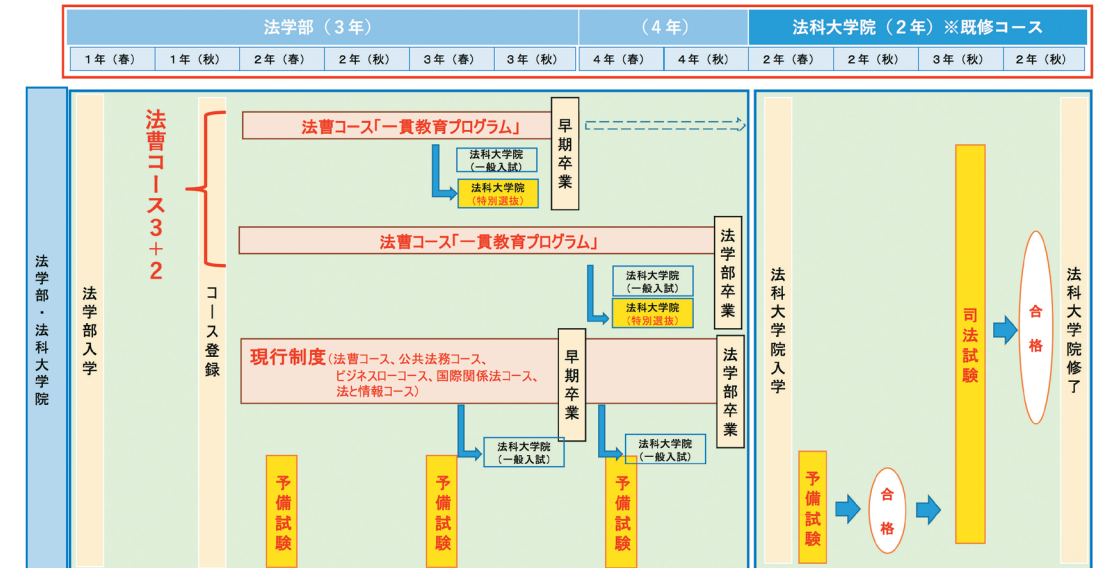
図3 明治大学法学部サポート体制



法学部では、法曹を目指す学生の需要に応じて適切にサポートする必要がある。法曹を目指す学生にとっては、図3のとおり、①法曹コース「一貫教育プログラム」利用による協定校への進学、②3年早期卒業制度利用または学部4年卒業による明治大学法科大学院またはその他の法科大学院への進学、③予備試験、という多様なルートがあり、学生の希望および特性に応じて選択できるよう教職員がアドバイスする必要がある。勉強面については、明治大学国家試験指導センターに法制研究所があり学部生に対して法科大学院入試科目、予備試験科目、司法試験科目、各々について弁護士が指導している。また、法学部においても法制研究所と共催にて司法試験予備試験対策講座を開催し、弁護士が指導者となり少人数のゼミ形式にて予備試験および法科大学院入試の対策指導を行っている（新型

そのまま残る。法曹を目指す学生にとっては、「法曹コース3+2」の選択肢がひとつ増えたことになる。予備試験は、経済的事情や実社会で十分な経験を積んでいることなどを理由として法科大学院を経由しない者にも司法試験の受験資格を認めるため創設された制度であり、予備試験を合格した場合、法科大学院には進学せずに司法試験受験資格を得ることができる。予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識およびその応用能力などを判定する試験であり、短答式、論文式（2022年から一般教養科目に代わって専門的な法律の分野に関する科目「選択科目」が導入される）および口述式試験によって構成される。難関試験にもかかわらず予備試験受験生は増加しており、平成31年予備試験出願者数は1万4494人（最終合格者数476人）である。予備試験は学部1年次からも受験可能であり、仮に学部3年次に合格した場合、学部4年次に司法試験最終合格をすることも可能である。「法曹コース3+2」の目的は司法試験受験生の経済的および時間的負担を軽減することにあるが、予備試験制度の方がよりその目的を実現することになる。明治大学法学部在学中に予備試験を合格する者は数名であるが、増加傾向にはある。

図2 「法曹コース3+2」と現行の法曹養成制度との関係



予備試験等の現行試験制度との関係 「法曹コース3+2」と現行の法曹養成制度との関係(図2参照)を簡単に説明すると、司法試験予備試験(いわゆる予備試験)ルートと、これまでの法科大学院進学ルート(学部3年早期卒業制度の利用による法科大学院進学と通常の学部4年卒業後に法科大学院進学)は

既存の制度(特に予備試験制度)を維持しながら、「法曹コース3+2」を創設したため、学生がどの程度この新制度に魅力を感じるかが相当程度不透明である。特に、「法曹コース3+2」は優秀な学生を対象とするため、予備試験合格を目指す学生を引き寄せる程に魅力があるかどうか、成功の力を握ると思われる。法科大学院志願者数は激減しながらも予備試験出願者数は増加していることから明らかであるだろう。予備試験合格者の約半数が学部または法科大学院在学中の学生であり、現状の予備試験の受験対策を踏まえると、必ずしも「プロセス」重視の選抜理念にそぐわないと思われる。予備試験制度の抜本的な改革なしに、大学側の自助努力と「法曹コース3+2」の導入のみで法科大学院制度がよりよい方向に改善されるとは思われない。いずれにしても、大学自体のリピューテーションも大事だと思いが、重要なことは、個々の学生「個人」にとって最善のキャリアパスが歩めるよう教職員が労をいとわず適時かつ適切に手助けすることであろう。